平成２４年（フ）第１７４３号
札幌市北区篠路６条６丁目３番17号
債務者　山田多恵子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８１７号
札幌市北区新川５条３丁目３番25―106号
債務者　中山美夕紀（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８４８号
北海道恵庭市中央501番地１
債務者　堀内しのぶ
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８５９号
札幌市南区真駒内泉町３丁目１番２―2706号
債務者　大島　幸枝
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０５号
群馬県高崎市貝沢町383番地１　ビューパレス101号
債務者　松田　健宏
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第５０５号
埼玉県川越市大字下広谷487番地１グリーン56―310号室
債務者　佐藤　睦紀
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５５３号
埼玉県川越市砂新田３丁目19番地17ネオパレス武蔵野103号室
債務者　平瀬　陽子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５８８号
埼玉県富士見市諏訪１丁目９番２号
債務者　佐藤　憲子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３４６号
新潟市中央区関屋恵町11番57号、前住所新潟市西区寺尾21番６号
債務者　鈴木　和幸
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４７号
新潟市中央区関屋恵町11番57号、前住所新潟市西区寺尾21番６号
債務者　鈴木　伸子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５０号
新潟市東区中山４丁目２番２―258号、前住所新潟県岩船郡関川村大字朴坂104番地
債務者　佐藤　喜一
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１９号
静岡県伊豆の国市南條1384番地　市営岩戸団地Ａ12号
債務者　鈴木　勝利
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２５３号
愛知県一宮市浅井町小日比野字新太37番地　老人保健施設ピエタ、住民票上の住所愛知県一宮市小赤見字石塔18番地
債務者　青木フミ子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１７５９号
大阪府枚方市長尾西町２丁目35番６号
債務者　山本　貴子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０９３号
大阪府枚方市釈尊寺町26番34―403号
債務者　堂上　享美（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２９３号
大阪市住之江区平林南２丁目１番45号　ウエストンＢＬＤ405号室
債務者　梁瀬　　昇
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７５１号
大阪府門真市上野口町16番26―204号
債務者　松林　　功
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８０１号
大阪市東淀川区北江口４丁目２番15号
債務者　太田　由美（旧姓上鵜瀬）
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部